

敦賀市中小企業経営安定資金融資のご案内

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

敦賀市では、市内中小企業者の事業振興を図るため、必要な資金の低利な融資を行うことを目的に、中小企業経営安定資金融資制度を設けています。

1. 融資を受けることができる方

- ①市内に住所を有し、市内にて事業を営んでおられる方又は市内にて新たに事業を営もうとされている方
- ②法人は法人市民税、個人事業主は代表者が市民税を市に納税している方で、法人及び代表者が全ての市税を完納している方

上記どちらにもあてはまり、融資金の償還能力を有する方が対象となります。

<注意事項>

- 1) 法人の方で、代表者が市に納税義務がない場合も対象となります。
- 2) 融資申込時点において、法人及び代表者の納税確認を行います。(市税の完納は、課税免除も含みます。)
- 3) 事業開始から1年に満たない方で、対象の税目の課税義務がない方は、今後納付することが見込まれる場合、対象となります。
- 4) 事業開始から1年に満たない方が、設備資金を利用の場合、融資申込額の3分の1以上の自己資金を有していることが条件となります。

2. 融資の条件

(令和8年10月1日現在)

資金用途	運 転 資 金	設 備 資 金
	仕入や決済等経常運転に充当	市内で整備する店舗の新改築や設備整備に充当
融資限度額	1,500万円以内	2,000万円以内 (※小売業者が店舗を新增改築する場合) 2,500万円以内
	(併用の場合) 2,000万円以内 (※の場合は2,500万円以内)	
	注)上記は1事業者が年度内に利用できる限度額です。	
融資期間 (措置期間)	5年以内(6ヶ月以内)	7年以内(1年以内)
	(併用の場合) 7年以内(1年以内)	
融資利率	2.50%以下 (保証協会の保証付 2.30%以下) 注)金融情勢により利率を改定しますので、融資実行の際の利率は上記と異なる場合があります。	
返済方法	原則、月割賦による元金均等返済。	
信用保証	福井県信用保証協会の信用保証を付けることができます。 保証付きの場合、保証期間3年以内の場合は保証料の50%、3年を超える場合は30%が補給されます。	
担保・連帯保証人	取扱金融機関・信用保証協会の定めるところによります。	
申込書類	①敦賀市中小企業経営安定資金融資申込書(様式第1号) ②許認可が必要な業種は許認可証の写し ③法人の場合は登記事項証明書の写し ④設備資金申し込みの場合は設備等の見積書の写し ⑤信用保証利用の場合は、保証料補給にかかる事務委任状の写し ⑥借入金内訳表(借換の場合) ⑦直近の決算書類(小規模事業者の場合、事業概況)等 ⑧その他市や取扱金融機関が必要に応じて求める書類	

<注意事項>

- 1) 事前に取扱金融機関による審査があります。
- 2) 申込書を敦賀市商工貿易振興課に提出してから、融資決定までの標準処理期間は1週間です。
- 3) 融資申込書は下記市内取扱金融機関(福井銀行・北陸銀行・敦賀信用金庫)各店または、敦賀市商工貿易振興課にございます。